

議 案 第 2 号 説 明 資 料

平成28年2月16日

大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

総 務 課

大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）が施行され、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営の状況の公表事項が変更されたことに伴い、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 地方公務員法第58条の2第1項に規定する公表事項の見直し（第3条関係）

人事行政の運営の状況の公表事項について、「人事評価」及び「退職管理」を追加し、「勤務成績の評定」を削除します。

第3条（報告事項）

1	職員の任免及び職員数に関する状況
2	職員の人事評価の状況 <u>（新設）</u>
3	職員の給与の状況
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
5	職員の分限及び懲戒処分の状況
6	職員のサービスの状況
7	職員の退職管理の状況 <u>（新設）</u>
8	職員の研修の状況 <u>（勤務成績の評定 削除）</u>
9	職員の福祉及び利益の保護の状況
10	その他町長が必要と認める事項

(2) 規定の整備（第5条関係）

用字・用語の整理を行います。

(3) 施行日

平成28年4月1日とします。

大磯町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条・第2条 省略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略 <u>(2) 職員の人事評価の状況</u> <u>(3)～(6) 省略</u> <u>(7) 職員の退職管理の状況</u> <u>(8) 職員の研修の状況</u> <u>(9)・(10) 省略</u></p> <p>第4条 省略 (公表の方法)</p> <p>第5条 前条の<u>規定による</u>公表は、次に掲げる方法で行う。 (1)～(3) 省略 2 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 省略 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 省略 <u>(2)～(5) 省略</u> <u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u> <u>(7)・(8) 省略</u></p> <p>第4条 省略 (公表の方法)</p> <p>第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。 (1)～(3) 省略 2 省略</p> <p>第6条 省略</p>